

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券等
取得価額をもって貸借対照表価額としている。
取得価額と債権金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券であり、償却原価法を適用しない。
- ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
- ・ リース資産
該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・ 徴収不能引当金
該当なし
- ・ 退職給付引当金
社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び中小企業退職金共済制度に加入しているため、現在退職給付引当金は計上していない。
- ・ 賞与引当金
賞与引当金の計上該当者がいないため計上していない

2. 重要な会計方針の変更

社会福祉法人新会計基準（社会福祉法人会計基準の制定について（社援発0727第1号他／平成23年7月27日））に基づき会計処理を行っている。

3. 採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年6月19日法律第155号）、同法施行令及び同法施行規則並びに社会福祉施設職員等退職手当共済約款による社会福祉施設職員等退職手当共済制度加入による。
なお、上記制度の加入条件を満たしていない者であって一定の雇用条件を満たす者に対しては、中小企業退職金共済法（昭和34年5月9日法律第160号）による中小企業退職金共済制度加入による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- ・ 本部拠点計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- ・ 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））及び拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	2,325,267	0	88,097	2,237,170
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	3,325,267	0	88,097	3,237,170

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額 該当なし
- ・ 特別費用の控除項目として計上する取崩額 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供している資産はなし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
 (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	6,777,399	4,540,229	2,237,170
小計	6,777,399	4,540,229	2,237,170
その他の固定資産			
建物	627,900	627,899	1
車両運搬具	470,000	469,999	1
器具及び備品	538,986	538,983	3
小計	1,636,886	1,636,881	5
合計	8,414,285	6,177,110	2,237,175

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
 ただし、上記2(1)の理由により、取得価額を記載する。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	償還日
国債	5,483,025			令和13年12月20日
合計	5,483,025			

11. 重要な後発事象
 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし